

東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)における
土地利用基本計画の変更等の一元的処理について

【趣旨】

被災関連市町村が復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑に進めるため、復興整備事業の実施に必要な法定手続きについて、関係者が一堂に会した復興整備協議会における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続きによることなく、ワンストップでゾーニングの変更等を行うことができる。

1 復興特区法の内容

- ・復興特区法に基づき被災関連市町村等が作成する「復興整備計画」の復興整備事業に関する事項には、当該復興整備事業の実施に関連して行う次の①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載することができる。

① 土地利用基本計画の変更(国土利用計画法第9条)

- ② 都市計画区域の指定、変更又は廃止(都市計画法第5条)
- ③ 都市計画の決定又は変更(都市計画法第18条、第19条等)
- ④ 農業振興地域の変更(農振法第6条、第7条)
- ⑤ 農用地利用計画の変更(農振法第8条、第13条)
- ⑥ 地域森林計画区域の変更(森林法第5条)
- ⑦ 保安林の指定又は解除(森林法第25条の2、第26条の2)
- ⑧ 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し(漁港漁場整備法第6条)

- ・土地利用基本計画の変更等が記載された復興整備計画が公表されたときは、公表の日に土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。
- ・被災関連市町村等は、復興整備計画に関し必要な事項を協議するため、市町村、県、国、学識経験者等で構成される復興整備協議会を組織することができる。
- ・復興整備計画に、土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載しようとするときは、この復興整備協議会で協議する必要がある。
- ・なお、復興整備協議会が組織されていない場合は、通常の手続き(国土利用計画審議会の開催、国土交通大臣協議など)が必要になる。

2 国土利用計画審議会の今後の対応

- ・復興整備協議会が組織され、土地利用基本計画の変更について審議される場合、当審議会での審議は不要となる。(現時点では、どのくらいの市町村が復興整備計画を作成するか、また、作成した場合には復興整備協議会を組織するか等も含めて未定。)
- ・復興整備協議会の構成員には、「国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者」を加えることとされているため、当審議会委員が加わることが想定される。
- ・なお、復興整備協議会が組織されていない場合や復興整備計画を作成しない市町村があることも想定されるが、その場合は、従前どおり当審議会において案件を審議しなければならない。

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化

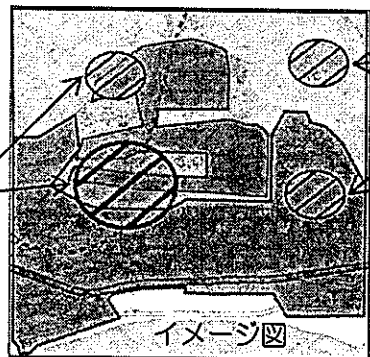
現状と課題

事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

特例措置

事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理

都市計画法の開発許可・農地転用許可・農用地区域の開発許可が必要



都市計画法の開発許可が必要

- 市街化区域（都市計画法に基づき指定）
- 市街化調整区域（都市計画法に基づき指定）
- 農用地区域（農業地域振興法に基づき指定）
- 事業実施区域

事業に必要な許可手続

- 都市計画法の開発許可
- 農地法の農地転用の許可
- 農用地区域における開発許可
- 保安林の開発許可
- 自然公園法の開発許可 等

協議会での協議・同意 復興整備協議会



ワンストップ処理

協議会での協議等を経た場合には、事業に必要となる許可があったものとして扱う

許可手続のほか、下記の手続についても、それぞれ、ワンストップで処理可能とする

- 都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続

（都市計画区域、都市計画、農業振興地域、農用地利用計画、保安林、漁港区域等）

- 事業計画の作成手続

（土地改良事業計画、集団移転促進事業計画、住宅地区改良事業の事業計画、特定漁港漁場整備事業計画）